

公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況 (平成 23 年度)

平成 25 年 3 月 6 日
農林水産大臣、国土交通大臣

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。)第 7 条第 7 項に基づき、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」(平成 22 年 10 月 4 日 農林水産省、国土交通省告示第 3 号。以下「基本方針」という。)第 3 の国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成に向けた取組の内容、当該目標の達成状況その他の基本方針に基づく公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況を取りまとめたので、当該実施状況を踏まえて講ずべき措置と併せ公表する。

(基本方針)

第 3 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標

国は、その整備する公共建築物のうち、積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物について、原則としてすべて木造化を図るものとする。

また、国は、その整備する公共建築物について、高層・低層にかかわらず、エントランスホール、情報公開窓口、広報・消費者対応窓口等のほか、記者会見場、大臣その他の幹部職員執務室など、直接又は報道機関等を通じて間接的に国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を促進するものとする。

さらに、国は、その整備するすべての公共建築物において、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を促進するほか、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマス燃料とするものの導入に努めるものとする。

なお、国がその整備する公共建築物において利用する木材(木材を原材料として使用した製品を含む。)のうち、グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当するものについては、原則として、すべてのものをグリーン購入法第 6 条第 1 項の環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された判断の基準を満たすものとするを目標とする。

I 基本方針に基づく公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況

1 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成に向けた取組の内容

平成 23 年度の国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成に向けた取組の内容については、以下のとおりである。

(1) 「木造計画・設計基準」を制定（平成 23 年 5 月 10 日）

木造の官庁施設の設計の効率化に資すること等を目的として、国土交通省が制定した。

(2) 「公共建築物木材利用促進関係省庁等連絡会議」の開催（平成 23 年 12 月 6 日）

各省各庁の担当者が参集し、公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況等について検討した。

（構成） 衆議院、参議院、最高裁判所、内閣府、金融庁、宮内庁、警察庁、公正取引委員会、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、人事院、会計検査院

(3) 「国の機関における木材利用の取組状況について」を公表（平成 23 年 12 月 7 日）

(4) 農林水産副大臣及び国土交通副大臣から各省副大臣をはじめ各省各庁の幹部に対して木材利用の積極的な取組を要請した（平成 23 年 12 月 14 日）。

(5) 間伐材を使用した備品及び消耗品の利用について、林野庁から各省各庁に対して依頼をした（平成 24 年 1 月 10 日）。

(6) 各省各庁において、「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」（以下、「各省計画」という。）を策定した（平成 24 年 2 月に全てで策定終了）。

参考

各省計画とは、基本方針を踏まえ、国が整備する公共建築物のうち各省各庁の所管に属するものにおける木材の利用の促進が効果的に図られることを旨として、以下の事項について定めたもの。

(1) 所管に属する公共建築物における木材利用の方針

所管に属する公共建築物に求められる機能、各省各庁が所掌する事務又は事業の性質等を勘案し、当該公共建築物の木造化及び内装等の木質化、当該公共建築物における木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用並びに木質バイオマスの利用の方針を定める。

(2) 所管に属する公共建築物における木材利用の目標

第3の国が整備する公共建築物における木材利用の目標及び(1)の方針を踏まえ、木造化を図る公共建築物の範囲や重点的に内装等の木質化を促進する公共建築物の部分、利用の促進を図る木製の備品等の種類を明確にするなどにより、可能な限り具体的に記載する。

(3) その他各省計画に基づく取組の推進のために必要な事項

各省各庁における各省計画に基づく取組の推進体制等について定める。

2 国が整備する公共建築物における木材利用の目標の達成状況

平成23年度の国が整備する公共建築物における木材利用の目標の達成状況については、以下のとおりである。

(1) 低層の公共建築物の木造化について

平成23年度においては、低層(3階建て以下)の公共建築物が全体で506棟、合計延べ面積446,241 m²が整備された。

このうち、木造で整備を行った公共建築物は31棟、合計延べ面積6,534 m²であった。概要は表1のとおりである。

なお、木造化できなかった主な理由は、次のとおりである。

- 建築基準法その他の法令に基づく基準において、耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められた建築物であること。
- 災害応急対策活動に必要な施設、治安上又は防衛上の目的から木造以外の構造とすべき施設等の建築物であること。
- 法施行前に非木造建築物として予算化された建築物であること。

表1 木造で整備を行った建築物^注

省庁名	用途（具体的用途）	棟数	合計 延べ面積(m ²)
農林水産省	事務所（検疫所）	1	81
林野庁	事務所（森林事務所）	11	1,353
	宿泊施設（職員宿舎）	3	828
国土交通省	事務所（公園事務所）	1	670
	公園施設（ゲート）	1	254
	その他（その他）	1	2
環境省	公園施設（ビジターセンター、野営 場管理棟、四阿 ^{あずまや} ）	6	2,445
	教育・研修施設（環境学習・調査拠 点施設）	1	564
	宿泊施設（職員宿舎）	1	139
	その他（トイレ）	3	100
防衛省	その他（倉庫）	2	98

注：国が整備する公共建築物のうち、木造化（構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用すること。）したもので平成23年度に完成したもの。

【平成 23 年度に木造で整備を行った主な建築物】

(() 内は、順に所在地、階数、延べ面積を示す。)

○ 農林水産省

佐和田森林事務所（新潟県佐渡市、1 階建て、76m²）



きとう
木頭森林事務所（徳島県那賀町、1 階建て、90 m²）



○ 国土交通省

国営アルプスあづみの公園穂高ゲート（長野県安曇野市、1 階建て、254 m²）



○ 環境省

知床五湖フィールドハウス（北海道斜里町、1階建て、402 m²）



とうふつ
濤沸湖水鳥・湿地センター（北海道網走市、1階建て、564 m²）



那須高原ビジターセンター（栃木県那須町、2階建て、1,356 m²）



(2) 内装等の木質化について

平成 23 年度に内装等の木質化を行った公共建築物の総数は、合計 257 棟であった。
概要は表 2 のとおりである。

表 2 内装等の木質化を行った建築物 ^{注 1}

省庁名	新築等で 木質化を行った棟数 ^{注 2}	模様替えて 木質化を行った棟数	合計棟数
参議院	0	1	1
最高裁判所	7	8	15
警察庁	15	2	17
法務省	5	2	7
外務省	0	1	1
財務省	21	11	32
文部科学省	0	2	2
厚生労働省	16	13	29
農林水産省	2	3	5
経済産業省	0	2	2
環境省	1	1	2
国土交通省	18	3	21
防衛省	87	36	123

注 1：国が整備する公共建築物のうち、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用したもので平成 23 年度に完成したもの。

注 2：新築等で木質化をした棟数は、木造で整備を行った建築物の棟数は除いている。

【平成 23 年度に内装等の木質化を行った主な建築物】

(※ 他省庁の所管の施設で国土交通省が整備を行ったもの)

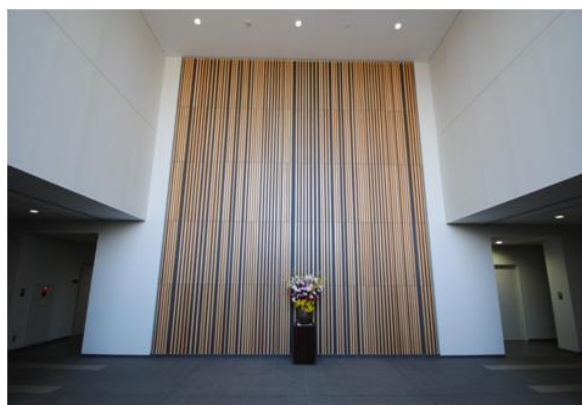
○参議院

別館 廊下壁 (間伐材)



○警察庁

埼玉県警察学校本館 玄関 壁 ※



○警察庁

愛知県警察本部警察犬訓練所 外壁 ※



○財務省

西条税務署 玄関 ※



○厚生労働省

高崎公共職業安定所 藤棚 ※



○国土交通省

大津びわ湖合同庁舎 玄関



○国土交通省

国営明石海峡公園神戸地区管理棟 玄関



○国土交通省

国土交通省青海総合庁舎 展示室 床



(参考) 木材の使用量について

平成 23 年度完成建築物において、木造化及び木質化による木材の使用量^注

・木材の使用量 9,511m³

注：木造建築物の内、使用量が不明なものは、0.22m³/ m²で換算した概算値としている。

また、内装等に木材を使用した建築物で、使用量が不明なものについては、計上していない。

(3) 木材を原材料として使用した備品及び消耗品と木質バイオマスの利用について

木材を原材料として使用した備品及び消耗品の調達の実績及び木質バイオマスを燃料としたボイラー等の導入については、表 3、表 4 のとおりである。

なお、木材を原材料として使用した備品及び消耗品が調達できなかった理由は、次のとおりである。

- 紙類・文具類の調達では、古紙配合を優先しているため
- 要求する仕様を満たす製品がないため
- 製品が限定され、競争入札を妨げるため
- 競争入札の結果、他の製品を購入することになったため
- 価格が高いため
- グリーン購入法適合商品で、より安価なものを調達しているため 等

表3 平成 23 年度 木材(間伐材・合法木材)を原材料として使用した備品及び消耗品の調達状況(全体集計)

	紙類		文具類		オフィス家具等			
	コピー用紙(kg)	印刷用紙(kg)	ファイル(冊)	事務用封筒(紙製)(枚)	机(台)	棚(連)	収納用什器(棚以外)(台)	ローパーティション(台)
総調達量	29,834,663	2,368,142	6,747,977	75,104,510	37,760	15,962	30,709	7,222
上記のうち木材を使用した製品の調達量	3,574,791	18,634	558,491	9,149,677	3,297	835	881	196
木材を使用した製品の調達率	12.0%	0.8%	8.3%	12.2%	8.7%	5.2%	2.9%	2.7%

注: 木材を使用した製品とは、紙類・文具類では間伐材を原材料とした製品、オフィス家具等では間伐材・合法木材を原材料として使用した製品をいう。

表 4 木質バイオマスを燃料とする暖房器具、ボイラーの設置状況

	設置数計		新たな設置		既存施設からの廃止	
	暖房器具	ボイラー	暖房器具	ボイラー	暖房器具	ボイラー
合計	202	3	15	0	0	2
厚生労働省	0	0	0	0	0	2
農林水産省	83	0	10	0	0	0
国土交通省	0	1	0	0	0	0
環境省	119	2	5	0	0	0

注: 各省各庁が所管する公共建築物において、木質バイオマスを燃料とする暖房器具、ボイラーの設置数等を計上

3 その他

(1) 国における取組

① 「木造計画・設計基準」の周知

国土交通省では、平成 23 年 5 月に制定した「木造計画・設計基準」について、各省各庁、地方公共団体等における木材利用の取組の一助となるよう、説明会やホームページ等を通じて積極的に周知を図った。説明会については、平成 23 年 5 月から 10 月までに、国土交通省本省及び地方整備局等 11 ブロックで計 16 回開催し、各省各庁、地方公共団体等の担当者約 1,550 名が聴講した。

② 「公共建築物を対象とした木材利用のためのガイドライン等」の作成のための検討を開始

国土交通省では、地方公共団体と協力^注して、①の「木造計画・設計基準」で中心的に記述している事務用途の建築物以外の建築物を対象としたガイドラインや整備事例集の作成のための検討に着手した。

注：都道府県、政令指定都市及び官庁営繕部が参加する全国営繕主管課長会議において実施

③ 官庁施設における木造耐火建築物の整備手法の検討を開始

国土交通省では、平成12年の建築基準法改正により建設可能となったものの、技術的難易度が高く、建設が進んでいない木造の耐火建築物について、官庁施設の有すべき性能水準を満たしつつ、コスト低減にも配慮しながら、適切に整備する手法の検討を開始した。

④ 木造建築基準の高度化推進事業

国土交通省では、木造3階建ての学校や延べ面積3,000㎡を超える建築物に関し、火災時の安全性が確保される基準の整備に向け、実証実験の実施等による木材の耐火性等に関する研究を開始した。

⑤ 先導的な設計・施工技術を導入する木造建築物の整備に対する補助事業

国土交通省では、構造・防火面における先導的な設計・施工技術を導入する大規模木造建築物等の整備に対する補助制度により、病院、特別養護老人ホーム、保育所等の公共建築物を含む木造建築物等の整備を支援した。

⑥ 公立学校施設の整備における木材利用の促進の取組

文部科学省では、環境を考慮した学校施設(エコスクール)として認定を受ける場合や、地域材を活用して木造施設を整備する場合、国庫補助単価の加算措置を実施した。

また、木材利用の取組の一助となるよう、都道府県、市町村担当者、学校関係者、設計者等を対象にした講習会を開催した。

⑦ 低コストで合理的な木造公共建築物の整備等に対する補助事業

林野庁では、地域材を利用し、設計上の工夫や木材調達を通じた、低コストで合理的な木造公共建築物の工事費等に対する支援、設計段階からの技術支援、整備資金の借入りに係る利子助成を実施した。

また、木造建築設計・施工の担い手育成に対する支援を実施した。

さらに、中高層建築物に必要な集成材等を用いた耐火部材や施工方法の一般仕様化に対する支援を実施した。

⑧ 木材の適切な供給の確保に関する取組

林野庁では、林業の生産性の向上に向けて、施業を集約化し、計画的に搬出間伐を行う者に対し支援を行う森林管理・環境保全直接支払制度を導入したほか、丈夫で簡易な林業専用道の整備等を実施した。

また、原木の安定供給体制を構築するため、協定に基づく間伐材の工場への直送を促す取組に対する支援、地域材の差別化・信頼性向上を図るため、合法木材の表示実証調査や合法木材の普及のための研修の実施などの支援を行った。

このほか、東日本大震災より被災した木材加工流通施設の復旧等を支援し、仮設住宅や復興住宅等の建設に向けて、地域材の安定供給の再建を図った。

なお、法に基づく木材製造高度化計画の認定の実績はなかった。

⑨ 法の周知徹底

林野庁では、法の周知徹底を図るため、平成 23 年度は都道府県、市町村担当者や建築関係者等を対象にした説明会やフォーラム等を約 30 回開催・参加し、約 2,200 名の参加者が聴講した。

⑩ 公共建築物における木材利用の情報提供を行うためのホームページを充実

林野庁：<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/koukyou/index.html>

国土交通省：http://www.mlit.go.jp/gobuild/mokuzai_index.html

文部科学省：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/mokuzai/1284978.htm

⑪ 木製品等購入への働きかけ

公共建築物木材利用促進関係省庁連絡会議を開催し、各担当へ木製品購入などについて働きかけを行った。

(2) 地方公共団体等における取組

○ 地方公共団体の方針策定状況

法第 4 条において、「地方公共団体は、その区域の経済的社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。」とされている。

また、法第 8 条では、「都道府県知事は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針(以下、「都道府県方針」という。)を定めることができる。」としている。

さらに、法第 9 条では、「市町村は、都道府県方針に即して、当該市町村の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針(以下、「市町村方針」という。)を定めることができる。」としている。

都道府県方針については、平成 24 年 3 月に、47 都道府県全てで策定されたところである。市町村方針の策定数は 405 となり、その推移は表 5 のとおりである。

なお、平成 25 年 2 月末時点の市町村方針の策定状況は参考 1 のとおりである。

また、地方公共団体等において公共建築物の木造化等に取り組んだ事例は参考 2 のとおりである。

表5 木材利用方針の策定市町村数の推移

	都道府県内の市町村数	平成23年3月末時点	平成24年3月末時点
北海道	179		49
青森	40		2
岩手	33		3
宮城	35		
★秋田	25		25
山形	35		3
福島	59		5
茨城	44		18
栃木	26		
群馬	35		1
埼玉	63		7
千葉	54		
東京	62		3
神奈川	33		2
新潟	30		9
富山	15		11
石川	19		10
福井	17		1
山梨	27		11
長野	77	1	27
岐阜	42	1	5
静岡	35	1	3
愛知	54		
三重	29		7

	都道府県内の市町村数	平成23年3月末時点	平成24年3月末時点
滋賀	19		3
京都	26		2
大阪	43		
兵庫	41		6
奈良	39		
和歌山	30		4
鳥取	19		13
島根	19	2	12
岡山	27	1	26
広島	23		1
山口	19		
★徳島	24		24
香川	17		
愛媛	20		16
高知	34		2
福岡	60		3
佐賀	20		16
長崎	21		6
熊本	45	1	23
大分	18		12
宮崎	26		13
鹿児島	43		21
沖縄	41		
計	1,742	7	405

注：★印は、平成24年3月末時点で全市町村が策定済みの都道府県

II 実施状況を踏まえて講ずべき措置

1 国が講ずべき措置

平成 23 年度の実施状況を踏まえ、公共建築物における木材の利用のより効果的な促進に資するよう講ずべき主な措置は、以下のとおりである。

- (1) 各省各庁は、各省計画に従って木造化等の公共建築物における木材の利用を推進する。
また、農林水産省及び国土交通省は、木造化等の取組が確実に実施されるよう、施設整備主体への新たな取組事例などの情報提供を行う。
- (2) 各省各庁における木材を原材料として使用した備品及び消耗品の調達について、木製品の対象となる製品の情報が少ないことから、農林水産省は、各省各庁に対し各種資料の提供など積極的な情報提供に努める。また、備品及び消耗品のメーカーに対しては、法の趣旨を説明し、木材を原材料とした製品の充実を働きかける。

2 国が地方公共団体等に対して講ずべき措置

地方公共団体等における取組状況を踏まえ、国が地方公共団体や関係業界団体等に対して講ずべき主な措置は、以下のとおりである。

- (1) 市町村方針については、林業関係の専門性を有した職員が少ない場合も多いことから木材利用に関する疑問点等についてアドバイスをを行い、より多くの市町村が方針を策定するよう積極的に働きかける。
特に、都市部の市町村に対しては、木材利用の意義とともに、方針策定の働きかけを積極的に行う。
- (2) 地方公共団体のニーズ等を把握し、公共建築物の木造化に向けた取組が効率的に進められるよう、技術支援等の必要な情報を提供する。
- (3) 国又は地方公共団体以外の者が整備する公共建築物の整備主体に対し、木材の利用について積極的な働きかけを行う。
- (4) 公共施設の整備を行っている関係業界団体等の掘り起こしを行い、各種説明会や会議等の場を通じて法に関する取組を周知徹底する。
- (5) 間伐材等の木材を使用した備品及び消耗品などの調達について、地方公共団体等に対し、積極的な調達に努めるよう働きかけを行う。

【参考2】

平成23年度 地方公共団体等において公共建築物の木造化等に取り組んだ事例
(平成24年度優良木造施設コンクール(木材利用推進中央協議会主催)の受賞施設から)

- 東部地域振興ふれあい拠点施設(愛称:ふれあいキューブ)(林野庁長官賞)
 - ・ 施主:埼玉県・春日部市(埼玉県春日部市)
 - ・ 特徴:1~4階が鉄骨造、5~6階を耐火木造とするハイブリット構造。



- 石巻市相川保育所・北上子育て支援センター(木材利用推進中央協議会会長賞)
 - ・ 施主:石巻市(宮城県石巻市)
 - ・ 特徴:地元の若い技術者の育成を後押しするため、基本設計を石巻工業高校に依頼。災害時の避難所でもあり、東日本大震災の際にも機能。



- 飯能市立名栗小学校(木材利用推進中央協議会会長賞)
 - ・ 施主:飯能市(埼玉県飯能市)
 - ・ 特徴:児童が触れる部分に無垢材を用い、木の香りと温もりを感じることができるよう工夫。



○ 小菅村体育館（木材利用推進中央協議会会長賞）

- ・ 施主：小菅村（山梨県小菅村）
- ・ 特徴：県産カラマツを大断面集成材に加工し、柱や梁に使用。内装はスギとヒノキを活用。



◇ 民間事業者による公共建築物等の木造化に取り組む新たな事例

（平成 24 年度優良木造施設コンクール（木材利用推進中央協議会主催）の受賞施設から）

○ こうち旅広場（農林水産大臣賞）

- ・ 施主：財団法人高知県観光コンベンション協会（高知県高知市）
- ・ 特徴：木の温かさや質感、香りが体感でき、木造施設の良さが実感できる施設。



○ ショートステイ啄木鳥^{きつつき}（林野庁長官賞）

- ・ 施主：社会福祉法人正和会（秋田県潟上市）
- ・ 特徴：秋田スギの無垢材の構造体。床に衝撃吸収能力が高い木材等を使用し、転倒時のけがを抑制する工夫。



○ 伊都ゲストハウス（林野庁長官賞）

- ・ 施主：国立学校法人九州大学（福岡県福岡市）
- ・ 特徴：「和の雰囲気」を感じられる施設がコンセプト。金物を表面から無くし木目の美しさを最大限に引き出す等の工夫。



○ 新東名高速道路サービスエリア（木材利用推進中央協議会会長賞）

- ・ 施主：中日本高速道路株式会社東京支社（静岡県）
- ・ 特徴：商業施設やトイレなど幅広い範囲で内装の木質化を実施。主に県産材のスギ、ヒノキを使用。

